

## 電気規格調査会 感謝状規程

### (総則)

第1条 本規程は、電気規格調査会標準化活動に関わる委員会を退任した委員等を対象とした感謝状の贈呈について定める。

### (感謝状の目的)

第2条 本感謝状の目的は次のとおりとする。

- ・電気規格調査会活動の重要性と必要性の認識を深め、更なる活動の質の向上を図る
- ・電気規格調査会に携わる活動への動機付けを付与する
- ・事業維持員の標準化活動への更なる理解を深め、専門家を電気規格調査会に派遣するなどの支援を促進する

### (感謝状の贈呈対象者)

第3条 感謝状の贈呈対象者は電気規格調査会活動に携わる下記会議体の委員等とする。

- (1) 対象の会議体は、規格役員会、標準化戦略委員会、部会、標準化委員会、標準特別委員会、調査専門委員会、IEC 国内委員会、JIS 原案作成委員会とする。
- (2) 対象は、役員、委員長、副委員長、委員、部会長、副部会長、部会員、幹事と幹事補佐とする。  
なお、委員会のオブザーバ参加者については、委員長の推薦とする。

### (感謝状の贈呈時期)

第4条 感謝状の贈呈時期は次のとおりとする。

- ・規格役員会を退任したとき
- ・標準化戦略委員会、部会または標準化委員会を退任・廃止したとき
- ・標準特別委員会、調査専門委員会は JEC 規格等が規格役員会で承認されたとき
- ・IEC 国内委員会は国内委員会委員長の上申などにより部会長が推薦したとき
- ・JIS 原案作成委員会は JIS 原案を提出したとき

### (感謝状贈呈の運営)

第5条 感謝状贈呈の運営は、別途定める運営要綱による。

### (感謝状贈呈の報告)

第6条 標準化推進室は半年に1回、感謝状を贈呈された方について表彰委員会及び規格役員会へ報告する。

### (付則)

1. 本規程は平成 27 年 2 月 19 日、規格役員会において承認制定。
2. 平成 29 年 1 月 25 日、規格役員会において承認改正。
3. 平成 29 年 9 月 26 日、規格役員会において承認改正。